

Title	慶應義塾法科大学院の10年目
Sub Title	
Author	伊東, 研祐(Ito, Kensuke)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2013
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.26 (2013. 6) ,p.15- 22
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法科大学院開設10周年記念号 特集：法科大学院の現在・過去・未来
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20130620-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 慶應義塾法科大学院の10年目

伊 東 研 祐\*

### I 「法科大学院制度の10年」？——はじめに

国策という表現は、些か古めかしく微妙なところもあって、好きではないが、「21世紀の日本を支える司法制度」を担うべく質的・量的に大幅に拡充された法曹を迅速に養成する為の専門職大学院制度の創設・運営がそれに該らない、ということは先ずないであろう。国策であれば（最終的な）失敗（という評価）はあり得ないであろうし、法科大学院制度の開始が既に一昔前の事実として（色々とあった [にせよ]）歴史と成りつつあることも否定できない以上、制度一般としての法科大学院の10年については、予定通り（の如く）に見直し／仕切り直しを目的として行われている管轄各組織の中間評価等の報告に委ねることが穏当であろう（こう書いている今も、また一歩踏み込んだ評価に基づき、それに相応な対処療法を提示する新たな報告（私）案を、マスコミが伝えている）。少なくとも、制度理念の形成や具体的制度設計に加わる機会に乏しいまま、現場における事後的執行の主力として業務を担ってきた世代に属するのが一般多数であろう現在の法科大学院教員にとって、制度としての法科大学院の在り方との関連においてこの10年について語ることは、実質的に愚痴もしくは（誰の

---

\* 法務研究科委員長任期、平成21年10月1日から平成23年9月30日まで。

「責任」とも関わりのない）他人批評でしかなく、詮方のないことのように思われる。法科大学院の制度がこれから如何なる展開を遂げるにせよ、その展開に先ずは適応し、可能であれば共働を通して先導していくことができるよう、慶應義塾法科大学院の現実として在るもの又有るものを確認しておくことが重要であろう。それはまた、将来纏められる正史の中には留まり難い事情の幾つかを伝えるものとも成り得るであろう。

## Ⅱ 慶應義塾における法科大学院（法務研究科）の10年

塾内唯一の専門職大学院に留まっているせい、いわゆる独立大学院の形態を採っているせい、はたまた、財政面・予算を初めとして他学部・研究科等に御世話になり過ぎていているせい、あるいは、不祥事やリジッドな学事日程等で御迷惑をお掛けし過ぎたせい、5百数十名の学生を抱える研究科としては、塾内において自らの存在を如何に主張すべきか、未だ見極めをつけ難いところに居るように思われる。要は、三田の文化・風土の承継という点に基軸を採るか、新たな側面の創成という点に基軸を採るか、ということであり、社中一致と進取の気風（という三田の文化・風土）の下においては、いずれにも舵を切ることが可能のように映ずるからである。勿論、模範的（且つ容易）な答は、その両立を目指すということであるが、既に明らかな通り、その答は、そのような文化・風土が（法科大学院側にも）事実として継続的に存することを前提とするものであり、この10年間の経験に鑑みる限りは、意図的で極めて大きな努力を必要とすることに留意すべきであろう。三田はおろか義塾に全く縁の無かった少なからぬ数の優秀な学生が（様々な動機・理由から）毎年度入学し、多くの同様のあるいは外部文化の洗礼を受けた（研究者及び実務家）教員の下で、2年ないし3年の間、日夜（脇目も振らず）高度な全国共通的（実務）法律論を学修・修了して次の養成段階に進んでいくという組織では、新たな固有の文化・風土が自ずと創出されることになるからである。そのような法科大学院の研究者教員が学部の授業や研究会を担当することにより、部分的であるに

せよ、三田の学部生、従って、塾内から法科大学院に進学する学生の気質・文化に変化が生じ、上述の傾向を促進することになっていることも否定できないであろう（なお、他大学等出身の法科大学院入学者の割合は、母校側での対策が主要因であると思われるが、この数年、相当な減少傾向にあるという印象を受けることも、念の為、付言しておこう）。高レベルでの平準化ないし標準化を伴う制度の新設と伝統ないし個性との相剋という、他の歴史ある大学にも共通して見受けられ、また、関係者の同様に嘆く現象であるが、義塾の将来ヴィジョンを巡る議論の一環として、あくまで客観的な全体的状況分析に基づいた合理的な帰結を早期に（再）確認することが必要であろう。

この観点からすると、法務研究科（法科大学院）が新規に試みた幾つかの点について、改めてコメントしておくことが有用であるように思われる。

第1に、法務研究科は、運営委員会と研究科委員会との間において人事及び予算事項と教学事項との管轄分担ないし権限分担を行い、いわゆる教授会中心主義ないし教授会自治主義に基づく統治機構とは異なるものを採用した。そのこと自体の評価は分かれ得るであろうし、また、理念的な意図が如何なる程度まで具体的に達成されているかは定かではないが、人事及び予算の審議・決定に外部委員の全体的状況認識・知見等が反映されることによって適時に適切な諸策が効率的に為され得たことは、例えば、専門職大学院（非研究大学院）であるが故に（院生・ポスドク研究員等奨学制度としての）義塾の助教制度とは独立して必要となった（学界全体の為の後継研究者養成制度としての）助教制度の設置の際の処置を見ても、否定できない事実である。運営委員会が果たす（事実上の）監査機能に極めて大きなものがあることも、否定できない事実である。国立大学法人において採用されたもののミニチュア版という性格を有し得るものであるが故にであろうか、大学人における教授会自治・学問の自由・経営者介入の排除という伝統的理念と抵触する虞があるが故にであろうか、従前の各認証評価基準の方向性にも助けられて、統治機構の改革は謙抑的な状態に留まっている観がある。法務研究科の試みを批判的に検証して、運営委員会の在るべきメンバー構成やメンバーの選出方法、研究科委員会との均衡的共働の在

り方等を見出すことは、義塾の各レベルにおける統治機構の改革、将来ビジョン形成に貢献するところ少なくないであろう。

第2に、法務研究科は、授業料ないし年度納入金について、研究科創設時に採用したいわゆる単位従量制を2010年度入学者までで廃止し、翌年度入学者からは従来からの年額制を採用した。各学生が自己の目指す専門的能力を備えた法曹となる上で必要と考える科目を好きなだけ履修して相当分の授業料を払う、という（合理的と思われた）行き方は、（少なくとも当面は）断念された訳であるが、その撤退の理由は、実は、財政的なものであるよりは、義塾全体としての一層有効且つ高度な教育・研究の実現（ないし参加）というところにあった。確かに、学生が（外在的な理由から）ほぼ定型化された科目履修パターンを採ることを余儀なくされる（こととなった）法科大学院においては、230名への入学定員削減後の単位従量制下における授業料収入年間総実績よりも、必要最小限の卒業要件と実質的に変わらない平均履修単位数をベースとした年額制下における予想年間総授業料収入の方が、無視できない程度に多く、それでいて授業料金額は他の（国公立を除く）有力法科大学院のものに対抗できる範囲に留まるものであり、従って、補助金を原資とする奨学金の配分方法等に拠っては、引き下げが可能となること等が予測されたということは事実である。しかし、それは偶然ともいえるものに過ぎないし、同じ効果を上げる別の手段が無かった訳でもないのである。むしろ、いずれも互惠主義的な発想で行われてきた塾内・国内・外国の大学院や研究機関との交流、特に、それぞれの開講科目の相互開放が、単位従量制の存在により制度上・事実上極めて困難であり、延いては法科大学院生（のみならず関係する学生一般）の養成にとって不利益に働くこととなっているという事態を打開する必要があったのである。全塾内の人的リソースのアクセス可能性・汎用性の確保・向上・効率化（それらを妨げる制度的障害の低減・排除）という点は、将来ビジョンの形成においても重視される必要があろう。

第3は、第2と同趣旨の視点を既存の制度を利用して拡大的に具体化した2つの試みであり、法務研究科創設後間もなく開始した早稲田大学法科大学院と

の特定提供科目相互履修制度（両法科大学院間で毎年度合意する各5～6科目につき、相互に数名ずつの希望学生の履修を認め、担当教員の評価・判定に基づき、各校において単位認定する制度）と、比較法教育・研究のレベルの制度的な担保を意図した戦略的な外国法科大学院等との交流協定の締結、例えば、韓国ソウル市内新村<sup>シンチヨン</sup>付近に隣接して所在する延世大学<sup>ヨンセイ</sup>・梨花女子大学<sup>イーファ</sup>・西江大学<sup>ソガン</sup>という個性ある3法科大学院との交流協定の締結である。相互履修制度は、他の法科大学院との間にも順次拡大される予定であったが、諸般の事情から現状に留まっているものの、交流協定等に基づく留学生が早稲田大学法科大学院での提供科目を履修するというような（ある意味では）想定外の効果も上がっている。ソウルの3法科大学院との提携も、なお各校からの留学生の受入のレベルに留まっているが、韓国法（また日本法）専門分野を広くカバーするオムニバス講義講師の（相互）派遣や韓国の法律事務所・企業法務部等におけるインターンシップの仲介等の新たな可能性が語られている。いずれも、法務研究科における教育・研究の質の向上を、国内・国外の他の法科大学院に在る人的リソースへのアクセスを可能化することにより、実現しようとするものであることはいうまでもない。必要とされる人的リソースの確保が義塾限りでは物理的に不可能であるのが現在であり、それが法務研究科（法科大学院）の次元を超えて一般的にもいい得るのであるとすれば、新たなヴィジョン形成の議論における検証素材の一として扱う意味があるのではないであろうか。

法務研究科の新たな試み、また、既存の試みの継承・発展の試みは、その10年目という（主としてメンタルな）節目においても、続けられている。それらは、慶應義塾を超え、日本全体、そして国際的な次元・基盤において、これから必要となる知的財産を創出する人的リソースを養成しようとする為のものであるはずであり、自律的で客観的な状況分析に基づいて開始されたはずのものである。慶應義塾大学における法科大学院（法務研究科）の10年が、現実にもそのようなものであったことを祈るのみである。

### Ⅲ 慶應義塾法科大学院の10年

慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）自体の10年については、ここで語るべきことが余りない（詳細な事実・分析等は、これまでの自己点検評価報告書や認証評価報告書に委ねれば足りるであろう）。簡単に敢えていえば、特徴を出しにくい法律基本科目と法律実務基礎科目とを必修科目として確実に構成・充実させつつ、選択科目である展開・先端科目等において最大限各法科大学院が差別化を図る、という制度の基本視座を素直且つ忠実に実現した（近時までの）カリキュラムは、その基本ないし基体において順調に実施され、所期の成果を上げてきた、ということに過ぎない。他法科大学院が試みた差別化の手法等の不調さの反面において法務研究科の順調さが増幅されて映じ、より多くの優秀な学生また熱意ある新たな教員が集まることによって更なる成果が上がるという相乗効果を生じたであろうことも確かであるが、法科大学院制度を取り巻く客観状況の方向性がそれなりに見えてきた現時点においても、同様の成果を継続して上げていくことは可能であるように思われる。それは、一部教員による幾つかの衝撃的な不祥事もカリキュラムの外側で生じたものであったが故に成果達成の決定的な阻害要因とはならなかった、ということからも裏付けられよう。要は、法科大学院として（将来の）法曹の養成において果たすべき役割・機能（として期待されているところ）を確実に把握し、その充足に必要なカリキュラムを懸命に実施する、という当たり前なことを果たしただけであり、これからも果たしていだけであろう。ある意味では、地味で目立たず、一番難しいことであるかもしれないが……。

その難しさを加重するのが、法科大学院修了生の少なくとも2～3割は司法試験に合格できないことが制度的に許容ないし予定されていた／いるという事実である。やるべきことを、やるべきときに、やるべきようにやる、という社会（生活）倫理は法科大学生にも要求されるものであるが、それを充足できないか、あるいは、充足したとしても何故か報われない学生が少なくとも2～3割は居ることになる。適性試験・法科大学院入学試験・適切且つ十分なカリ

キュラムの実施・厳格な成績評価等々を経た後になお、(司法試験が競争試験であることを認めない限り)“所詮能力が無かったのだ”という以外に残る説明はあるのであろうか。それが専門職大学院であり、仕方のないことである、という居直り的な言明も他の有力法科大学院関係者から聴いたことがあるが、法曹・法律家の養成とはそのようなものなのかと疑問に思わざるを得ない。入試制度・実施方法の継続的改善、そして、入学定員の削減を経て、自らの納得できる責任ある説明を求めてきたのが、この10年であったともいい得よう。

#### IV 慶應義塾法科大学院における10年——おわりに

慶應義塾における法科大学院(法務研究科)創設に助っ人教授陣の一人として参加するよう頼まれ、元勤務校での学校行政負担や外部委員会・編集会議等々の為の頻繁な東京往復に疲労を感じ始めていたこともあって、2003年4月に設置準備室の段階で移籍してきてみると、特に教務を仕切れる中堅(研究者)教員が不足、経験の乏しい数名の若手教員と事務職員とが悪戦苦闘していた。外様として田舎に引っ込んで数寄三昧の積もりが、余りに気の毒で口を出したのが運の尽き、創設時から学習指導委員長(教務委員長)、研究科委員長補佐、研究科副委員長を経て、2009年10月からの2年間は研究科委員長を務める羽目に陥った。組織として“もう一步の所までは来ているから”頼むと口説かれて、ワンポイント・リリーフを引き受けた訳であるが、その“もう一步”が、メンタルな意味において、意外に遠かったことは上に述べてきた通りである。反面、助っ人・リリーフ機能は、前任校における経験等の延長という側面が強く、十分に果たすことができ、組織としての機構・機能の整備・拡充や健全性の確立に貢献できたと感じている。慶應義塾法科大学院の新たな10年、そして、更にそれ以降の大きな展開に期待したい。

慶應義塾法科大学院での10年における全く新しい経験は、不安・不安定さに押し潰されて精神的に病み、最終的に去って行った少なからぬ数の学生達との出会いであった。話し相手・相談相手になることしかできないもどかしさは、

原因である不安・不安定さが制度的に増幅されているともいえる状況の中では、徒に高まるばかりであった。2011年3月11日の震災を経験した多くの人々が、同じような不安・不安定さを実感したであろう今、慶應義塾法科大学院の新たな10年、そして、更にそれ以降の展望には、弱者・小者への十分な理解・配慮という視座が含まれることを願って止まない。

(2013年4月4日 稿)